

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 上板町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,467	1,419	249	3,136

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,346	4,807	539	383	326	4,408	
上板町住宅新築資金等貸付事業特別会計	55	34	21	21	0	138	
一般会計等	5,401	4,841	560	404		4,546	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
上板町国民健康保険特別会計	1,354	1,341	13	13	104	0	0	
上板町老人保健特別会計	5	5	0	0	0	0	0	
上板町介護保険特別会計	1,180	1,048	131	131	169	18	0	
上板町後期高齢者医療特別会計	108	103	5	5	36	0	0	
上板町水道事業会計	208	189	19	204	1	792	2	法適用
上板町農業集落排水事業特別会計	48	44	4	4	32	388	383	
公営企業会計等 計				357		1,198	385	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
徳島県市町村議会議員公営災害補償等組合	1	1	0	0	0	0	0	
徳島県市町村総合事務組合(一般会計)	7,503	7,495	8	8	1,283	0	0	
徳島県市町村総合事務組合(滞納整理機構)	100	72	28	28	0	0	0	
板野西部青少年補導センター	20	18	2	2	0	0	0	
阿北環境整備組合	234	225	9	9	0	40	6	
中央広域環境施設組合	2,191	2,042	149	149	5	5,933	742	
板野西部消防組合	358	334	24	24	4	0	0	
板野西部学校給食組合	365	343	22	22	0	0	0	
徳島県後期高齢者医療広域連合	99,778	98,233	1,545	1,545	1,460	0	0	
一部事務組合等 計				1,787		5,973	748	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
上板町土地開発公社	△ 1	4	1	0	0	0	0	0	
(株)アサン	0	29	30	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			31	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	874	877	3
減債基金	120	120	0
その他充当可能基金	479	314	△ 165
充当可能基金 計	1,473	1,311	△ 162

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.14	12.89	4.75	△ 15.00	△ 20.00	上板町水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	20.61	24.30	3.69	△ 20.00	△ 40.00	上板町農業集落排水会計	-	-	-
実質公債費比率	12.8	13.2	0.4	25.0	35.0				
将来負担比率	90.7	78.0	△ 12.7	350.0					
財政力指数	0.45	0.45	0.0						
経常収支比率	90.5	89.4	△ 1.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。